

堺市開発行為等における消防水利の設置指導基準

[趣旨]

第1条 この基準は、都市計画法（昭和43年法律第100号）、堺市開発行為等の手続に関する条例（平成15年条例第22号）、高石市開発指導要綱（昭和49年制定）又は大阪狭山市開発指導要綱（平成2年制定）に定める公共施設等の設置に関する協議若しくは既存の消防水利における変更の協議等に関し、消防ポンプ自動車（以下「消防車」という。）による有効な消防活動を行うための消防水利の設置指導について必要な事項を定める。

[消防水利]

第2条 開発区域内及び開発区域近傍に設置する消防水利は、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号、以下「告示基準」という。）第2条に規定する消火栓又は防火水槽とする。

2 前項にかかわらず、告示基準第3条第1項に定める給水能力と同等又はそれ以上あるプール、工業用受水槽、人工的に設置された貯水池等にあつては、耐震性能を有しない防火水槽（以下「非耐震防火水槽」という。）とみなすことができる。

[消火栓]

第3条 告示基準第4条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる範囲内に存する消火栓の合計が1基以上となるよう設置するものとする。ただし、河川、軌道、崖、片側2車線以上の道路等により開発区域へ有効なホース延長ができない場合は、原則、算定に含まないものとする。

- (1) 都市計画法第8条第1項第1号に定める用途地域が近隣商業地域、商業地域、工業地域及び工業専用地域は、開発区域の各部分からの水平距離100メートルの範囲内
- (2) 前号以外の用途地域は、開発区域の各部分からの水平距離120メートルの範囲内
- (3) 用途地域の定められていない地域は、開発区域の各部分からの水平距離140メートルの範囲内

2 消火栓は、消防用結合金具が消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号、以下「結合金具省令」という。）第3条に定める呼称65の口径を有する差込式差し口とし、直径100ミリメートル以上の配管に設置するものとする。ただし、管網の一边が180メートル以下となるように配管されている場合は、直径75ミリメートル以上とすることができる。

3 消火栓を設置する場合、開発者は水道事業管理者と協議するものとする。

4 次の各号のいずれかに掲げる内容に該当する場合は、消火栓の設置数を減じることができる。

- (1) 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和51年自治省令第17号）第7条に定める消火用屋外給水施設が開発区域内に設置されている場合
- (2) 消防活動上、特に支障なしと消防局長（以下「局長」という。）が認める場合

[防火水槽の設置が必要な開発行為]

第4条 次の各号に掲げる範囲内に存する非耐震防火水槽の合計が1基以上となるよう設置するものとする。ただし、河川、軌道、崖、片側2車線以上の道路等により開発区域へ有効なホース延長ができない場合は、原則、算定に含まないものとする。また、開発区域の面積が3,000平方メートル未満の場合は、この限りでない。

- (1) 都市計画法第8条第1項第1号に定める用途地域が近隣商業地域、商業地域、工業地域及

び工業専用地域は、開発区域の各部分からの水平距離 140 メートルの範囲内

(2) 前号以外の用途地域は、開発区域の各部分からの水平距離 170 メートルの範囲内

(3) 用途地域の定められていない地域は、開発区域の各部分からの水平距離 200 メートルの範囲内

2 次の各号に掲げる範囲内に存する耐震性能を有する防火水槽（以下「耐震防火水槽」という。）の合計が 1 基以上となるよう設置するものとする。ただし、河川、軌道、崖、片側 2 車線以上の道路等により開発区域へ有効なホース延長ができない場合は、原則、算定に含まないものとする。また、開発区域の面積が 3,000 平方メートル未満の場合は、この限りでない。なお、本規定に基づき耐震防火水槽を設置した場合は、前項の規定に基づく非耐震防火水槽の設置数を減じることができる。

(1) 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に定める用途地域が近隣商業地域、商業地域、工業地域及び工業専用地域は、開発区域の各部分からの水平距離 200 メートルの範囲内

(2) 前号以外の用途地域は、開発区域の各部分からの水平距離 240 メートルの範囲内

(3) 用途地域の定められていない地域は、開発区域の各部分からの水平距離 280 メートルの範囲内

3 防火水槽の容量及び設置数は、次のとおりとする。

(1) 防火水槽の容量は、1 基あたり 40 立方メートル以上とする。ただし、当該基準以外の法令等に基づき必要とされる水量との兼用は認めないものとする。

(2) 消火活動上、特に支障なしと局長が認める場合は、防火水槽の設置数を減じることができる。

[防火水槽の設置場所]

第 5 条 堺市、高石市又は大阪狭山市（以下これらを「当市等」という。）に帰属される防火水槽の専用用地には、原則、次の措置を講ずるものとする。

(1) 防火水槽の外壁から敷地境界又は道路境界若しくは敷地内地中工作物までの水平距離を 1 メートル以上確保するものとする。

(2) 防火水槽の外壁から水平距離 1 メートル以内の範囲の地上部分を空地として確保し、囲いフェンス（幅員 0.9 メートル以上の吸管延長用扉の設置を含む。）の設置及びコンクリート舗装を施すものとする。

(3) 防火水槽の外壁角（輪郭）が地表面で視認できるよう鋳等を設置するものとする。

2 当市等に帰属される公園及び広場には、原則、公設防火水槽を設置しないものとする。

3 消防ポンプ自動車（14t）が容易に寄り付くこと（停車位置から吸管投入孔の中心までの距離は 3 メートル以内、停車位置から採水口までの距離は 8 メートル以内とする。）ができるよう路面強度の確保等の必要な措置を講じるものとする。ただし、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく石油コンビナート等特別防災区域内においては、大型化学車（25t）が容易に寄り付くことができるよう必要な措置を講じるものとする。

[非耐震防火水槽の構造等]

第 6 条 非耐震防火水槽は、設置予定地でコンクリートを打設し建設される鉄筋コンクリート製のもの（以下「現場打ち防火水槽」という。）とし、その構造等は、次のとおりとする。

(1) 主要構造は、設置 50 年以上の使用を想定し、設置場所の状況に応じた満水時（長期）・空

水時（短期）に作用する荷重（上載荷重、自重、土被り荷重、土圧、地下水圧、内水圧及び浮力等）に対する十分な性能・強度を確保するものとする。

(2) 漏水防止の措置を講じるものとする。

(3) 容量算定は、連結立管及び底設ピットの容量を除く本体の容量とする。

(4) 水槽底の深さは、底設ピット部分を除き地表面から 4.5 メートル以内とする。ただし、消防車が有効に吸水できる措置が講じられている場合はこの限りでない。

(5) 吸管投入孔は、次のとおりとする。

ア 原則、直径 0.6 メートル以上の丸型とし、防火水槽の容量が 40 立方メートル毎に頂版部に 1 箇所設置するものとする。

イ 吸管投入孔には、消防隊が保有する器具にて解錠できるロック機能を有し、かつ、黄色塗色が施されている蓋を設置するものとする。なお、点検口の蓋は黒色塗色とする。

ウ 吸管投入孔には、転落防止の措置を講じるものとする。

エ 吸管投入孔から底設ピットまでの間は、点検等に支障がないよう直径 0.6 メートル以上の空間を有し、点検用タラップ、採水管以外は設置しないものとする。

(6) 底設ピットは、次のとおりとする。

ア 吸管投入孔の概ね直下に設置するものとする。

イ 一辺の長さ又は直径が 0.6 メートル以上、かつ、深さが 0.5 メートル以上とする。

ウ 効率的な集水のため水勾配を付けるなど適切な措置を講じるものとする。

(7) 採水口及び配管は、次のとおりとする。

ア 採水口は、地盤面からの高さが 0.5 メートル以上 1 メートル以下の位置に設置するものとする。

イ 配管は、採水口 1 口毎の直径 100 ミリメートル以上、採水口 2 口の単独配管の場合は、直径 150 ミリメートル以上の単独配管とし、底設ピットから採水口までの長さは、8 メートル以内とする。

ウ 配管は、底設ピットの底から 100 ミリメートル以上離隔するものとし、配管用炭素鋼鋼管 (JISG3452)、水道用亜鉛めっき鋼管 (JISG3442)、一般配管用ステンレス鋼管 (JISG3448) 又はこれらと同等以上の強度を有する鋼管を使用し、錆止め措置を講ずるものとする。ただし、火災の影響を受ける恐れがない部分については、水道配水用ポリエチレン管 (JWWAK144、PWA001) とすることができる。

エ 配管には、ストレーナーを設置しないものとする。

オ 配管には、振れ止めとなるサポートを設置するものとする。

カ 消防用結合金具は、結合金具省令第 3 条に定める呼称 75 の口径を有するねじ式受け口とする。ただし、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 法律第 84 号）第 2 条第 1 項第 2 号に定める石油コンビナート等特別防災区域内の場合は、呼称 100 及び呼称 75 の口径とする。

キ 吸管投入孔が存在しない場合は、100 ミリメートル以上の通気孔（防虫網付き）を設置するものとする。

〔耐震防火水槽の構造等〕

第 7 条 耐震防火水槽は、工場において生産された部材を使用して建設され一般財団法人日本消

防設備安全センターの認定を受けたもの（以下「二次製品防火水槽」という。）とする。ただし、公設防火水槽は、二次製品等防火水槽等認定細則第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号（地下式型のⅡ型又はⅢ型）、並びに同条第 3 項（地上設置型）とする。

2 前項に規定する耐震水槽で設置から 50 年以上が経過したものは、非耐震水槽として取り扱うものとする。

3 その他構造等は、前条第 2 項第 2 号から第 7 号までの規定と同様とする。ただし、前条第 2 項第 7 号オの規定については、水槽本体にサポートを固定する穴を開けないものとする。

[標識]

第 8 条 防火水槽の周辺には、公設防火水槽の場合は図 1（原則 400 型とすること。）、開発者が自ら維持管理する防火水槽（以下「私設防火水槽」という。）の場合は図 2 の標識を、吸管投入口又は採水口から概ね 5 メートル以内で視認しやすい場所に設置するものとする。

[届出・検査]

第 9 条 開発者は、防火水槽を設置する場合、工事着工の 14 日前までに消防水利設置（変更）届出書（別記様式 1）（以下「届出書」という。）及び誓約書（別記様式 2）（開発者が設置後の消防水利を管理する場合に限る。以下「誓約書」という。）を局長に提出するものとする。

2 開発者は、防火水槽を設置するときは、速やかに消防署長（以下「署長」という。）の中間検査及び完成検査を受けるものとする。

[防火水槽の引き継ぎ]

第 10 条 開発者は、前条第 2 項の完成検査を受けた公設防火水槽の所有権を、付属設備とともに当市等に引き継ぐものとする。この場合において、防火水槽の専用用地に公設防火水槽を設置した場合は、当該用地を併せて当市等に帰属等するものとする。

[維持管理]

第 11 条 私設消火栓又は第 9 条第 2 項の完成検査を受けた私設防火水槽（以下これらを「私設防火水槽等」という。）が存する敷地又は建築物の開発者、所有者又は管理者で、私設防火水槽等を変更又は改修しようとする場合は、第 9 条に準じて署長宛て届出書及び誓約書を提出し、検査を受けるものとする。

2 私設防火水槽等が存する敷地又は建築物の開発者、所有者、管理者又は占有者は、消防活動に支障とならないよう、常に私設防火水槽等の維持管理に努めるものとする。

附 則

この基準は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この基準は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

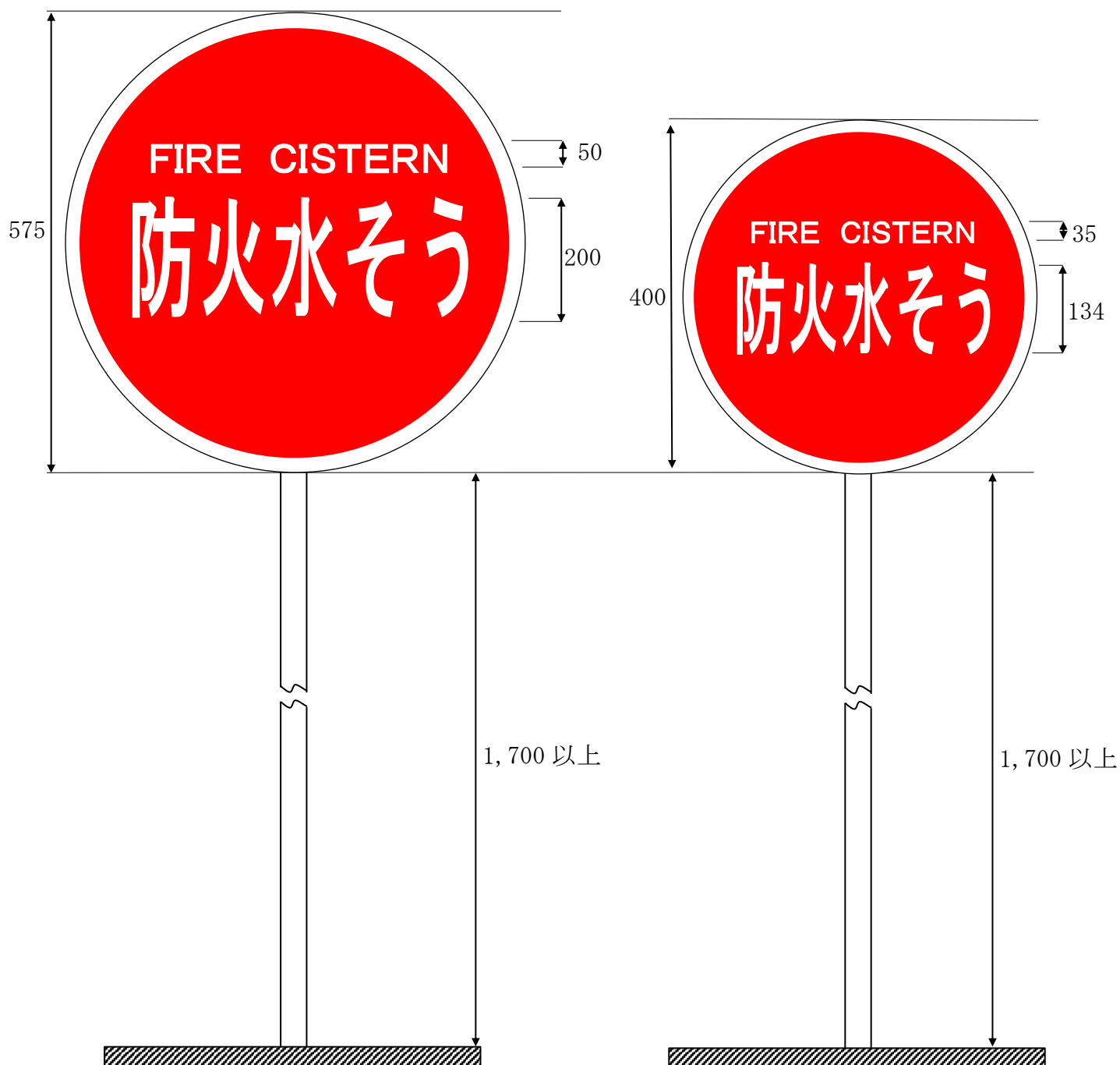
この基準は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この基準は、令和７年４月１日から施行する。

図 1

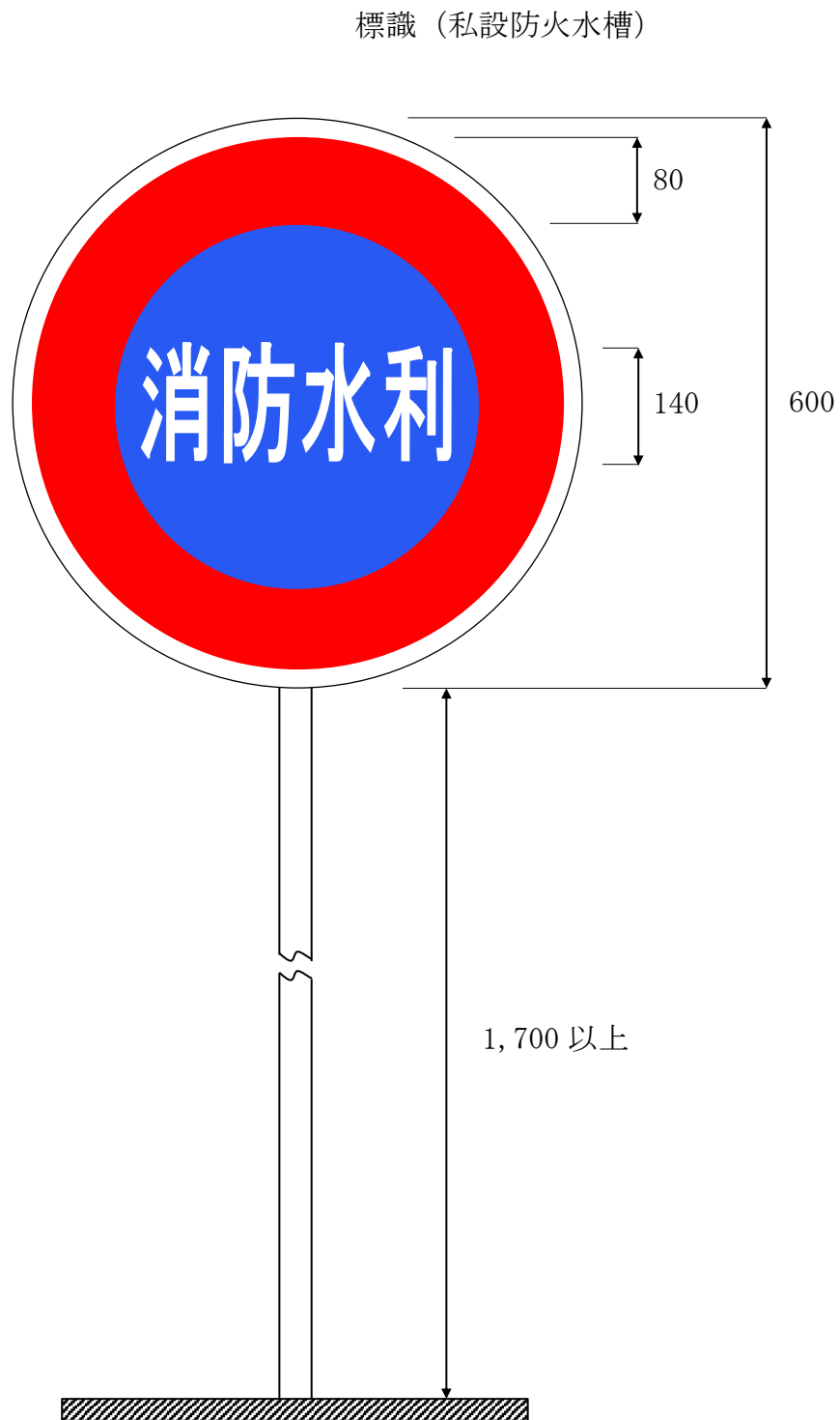
標識（公設防火水槽）



備考

- 1 単位：ミリメートル
- 2 色は、文字及び縁を白色、地を赤色とする。
- 3 標識を上図の取付け方によって取り付けることが困難又は不適當であるときは、他の方法によることができるものとする。

図 2



備考

- 1 単位：ミリメートル
- 2 色は、文字及び縁を白色、枠を赤色、地を青色とする。
- 3 標識を上図の取付け方によって取り付けることが困難又は不適當であるときは、他の方法によることができるものとする。

別記様式 1

消防水利設置（変更）届出書

年 月 日				
殿 届出者 住所 氏名				
所 在 地				
名 称			開 発 面 積	m ²
工 事 期 間	着工予定	年 月 日	完成予定	年 月 日
工 事 者	TEL			
連絡担当者	TEL			
消 防 水 利	型 式		容 量	m ³
土地所有者				
遵 守 事 項	消防水利は、消防活動に支障とならないよう、常に維持管理に努めます。			
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄	

備考

- 1 ※印の欄には、記入しないこと。
- 2 付近見取図、土地利用計画図、給水計画図、誓約書（開発者が設置後の消防水利を管理する場合）、消防水利の位置詳細図及び構造図等を添付すること。
- 3 二次製品防火水槽を設置する場合は、一般財団法人日本消防設備安全センターが発行する型式認定証を添付すること。
- 4 吸管投入孔を設置する場合は、吸管投入孔蓋の仕様書を添付すること。
- 5 標識の仕様書を添付し、位置詳細図に設置位置を記載すること。
- 6 二次製品防火水槽以外のものについては、水量計算式を記載すること。
- 7 当該届出は3部提出すること。受領時に受付印を押印し1部返却する。

別記様式 2

年 月 日

堺 市 消 防 長 殿

住所

氏名

(署名又は記名押印)

誓約書

下記の消防水利について、次の事項を遵守し管理することを誓約します。

記

1 消防水利の所在地

2 構造及び容量等

3 遵守事項

- (1) 当該消防水利は、常時使用可能な状態とし適切に維持管理します。
- (2) 当該消防水利を変更又は撤去等する場合は、予め当該消防水利の所在地を管轄する消防署長と協議します。
- (3) 当該消防水利の維持管理に必要な費用については、一切を負担します。
- (4) 当該消防水利が設置されている敷地を第三者に譲渡し、又は所有権の移転を行う場合は本誓約事項を条件にして譲渡又は所有権の移転を行います。
- (5) 当該消防水利の維持管理の欠陥により第三者に損害を与えた場合は、所有者において一切の責任をとります。
- (6) この誓約書をもって、消防法第 21 条の消防水利に指定することを承諾します。